

# 返戻金について

## ◆ リクルートエージェント / リクルートダイレクトスカウト ◆

本サービスでの紹介によって採用された応募者が、入社後明らかに応募者の責（労働契約法第16条および第17条に定める解雇事由が明白に認められる懲戒解雇、諭旨解雇または普通解雇（ただし、整理解雇等会社都合の普通解雇は除く）を指します）により解雇されるに至った場合、または、当該応募者が自己都合（退職勧奨による退職その他雇用保険の失業給付において特定受給資格者または特定理由離職者の範囲に該当する場合、また、応募者に対するハラスメント等に起因する退職であると当社が合理的理由に基づき判断した場合は含みません）によって退職した場合、受領したコンサルティングフィーのうち下記の金額を返還いたします。ただし、返還のご請求期間は、対象となる応募者が退職された日の翌月末日までとし、翌々月1日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

なお、破産、会社更生、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等の理由、応募者のポジション廃止または変更等に起因する退職は「明らかに当該応募者の責による」または「自己都合」のいずれにも該当いたしません。

1ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの80%
1ヶ月超え3ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの50%
3ヶ月超え6ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの10%